

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

阿南市

2. 構造改革特別区域の名称

阿南市羽ノ浦・那賀川地区保育所給食外部搬入特区

3. 構造改革特別区域の範囲

阿南市の区域の一部（羽ノ浦・那賀川地区）

4. 構造改革特別区域の特性

阿南市（以下「本市」という。）は、平成 18 年 3 月に旧阿南市、旧那賀川町及び旧羽ノ浦町と合併し、現在に至っている。

本市は、徳島県の南東部に位置し、四国最東端のまちである。県内有数の工業地域を有し、火力発電所や製紙工場、化学工場等、比較的大きな企業が立地されている。中でも世界初の高光度 LED を開発した企業があるため、本市としても外灯や公園のイルミネーション、公共施設のライトアップの LED 化に取り組んでおり「光のまち阿南」を PR している。他の産業としては、山間部はしいたけ・たけのこ・果樹等の生産、平野部では水稲栽培、海岸部は漁業や水産加工業が盛んであり、広大な行政面積ではあるが自然や地域の特性を活かした産業が発達している。

現在、市内には市立保育所が 16 箇所、市立認定こども園が 6 箇所、民間保育園が 6 箇所、民間認定こども園が 2 箇所、小規模保育事業所が 3 箇所あり、約 1,700 人の乳幼児が入所している。核家族化や保護者の就労形態の多様化・共働き世帯の増加等により、出生数は減少しているにもかかわらず入所児童数は増加の傾向にあり、特に 0～1 歳児の入所希望が増えている。さらに行財政改革の中で人員の削減が行われ、保育士や給食調理員など保育所の正規職員が減り、不足分を臨時職員に依存せざるを得ない状況であり、保育所職員の人材確保に苦慮している。

特区を申請する羽ノ浦・那賀川地区は、市の北部に位置し、高度成長期後半から徳島市のベッドタウンとして宅地開発され人口が急激に増加した。現在も小規模ではあるが宅地開発が進んでおり、今後も人口の増加が見込まれる地域である。

羽ノ浦地区には、市立保育所 1 箇所と市立認定こども園 1 箇所、並びに民間保育園 1 箇所、小規模保育事業所 1 箇所と民間認定こども園 2 箇所があり、大規模な民間認定こども園ができたことで民間保育園等への入所割合が増加している。令和 5 年 4 月 1 日現在の市立保育所 2 箇所と市立認定こども園 1 箇所の入所児童数は、合計で 234 人となっている。外部搬入の搬入元であった「羽ノ浦さくら保育所」の老朽化に伴う除却のため、新たな保育所が新設されるまでの間、定員数に余裕があり、大量調理が可能な設備を備えている隣町的那賀川町にある平島こどもセンターから羽ノ浦くるみ保育所の給食調理、搬入も可能である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

羽ノ浦・那賀川地区における給食の外部搬入の実施は、各保育所に分散している食物アレルギーを持つ乳幼児への除去食や代替食について、より多くの種類のアレルギー食に対応できることで保育サービスの向上につながる。また、食材を大量購入することで経費の節減にもなる。

羽ノ浦地区の2つの市立保育所は、建築年もよく似ており老朽化が進んでいるため、今後、統廃合による新設や移築・建替え等を計画的に行い、次代を担う乳幼児にとってより良い保育環境の下で育つことが出来る施設或いは、子育て支援や各種保育サービスの実施に対応できる施設を整備していくことが重要である。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 搬入元の所長や給食調理員と搬入先の所長・職員が常に連携を図り、安心して安全な給食を安定的に提供する。
- ② 幼児の発育や発達段階に応じた調理やアレルギーを持つ幼児へのきめ細かな対応を実施する。
- ③ 外部搬入の実施により経費の削減を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 外部搬入の実施により、搬入先保育所の維持管理費の節減や給食調理員の合理的な配置による人件費の節減によって、保育所の効率的な運営が図れる。
- ② 地元食材を活用することによって、地産地消を促進して農水産業の振興と、地域の活性化に寄与する。
- ③ 経費の節減で得られた財源を保育所整備や保育サービスの充実に活用することによって、保護者がより安心して子どもを預けられる保育所が増え、暮らしやすさが実感できる地域社会の構築にもつながる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ① 児童福祉施設の整備（第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画推進項目）
次代を担う子どもたちをたくましく育成するために保育環境の適正な確保が重要となっている。今後、保育所の新設や建替え、幼保一体化施設等の整備の早期完了を図るための財源の一部として、外部搬入の実施により節減される財源を充てることができる。
- ② 地域子育て支援センター事業の推進（第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画推進項目）
保育所内に設置する地域子育て支援センターでは、乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園

庭を開放し、こども同士や母親間のふれあいを図るとともに、保育士による育児相談や電話相談、各種イベントを開催している。育児に不安を抱く母親や育児ノイローゼの解消に向けて、今後更に特色のある参加しやすいセンター事業を推進する。

③ 保育サービスの充実（第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画推進項目）

保護者の就労形態の多様化や勤務地に近い保育所への入所希望など様々な保育ニーズに対応できる保育所の受け入れ態勢の整備と保育環境の向上を図り、延長保育についても保育時間の拡充や実施保育所数の増加を推進する。

④ 食育の推進（第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画推進項目及び第3次阿南市食育推進計画）

第3次阿南市食育推進計画基本目標1の「健康につながる食生活を実践しよう！」及び保育所保育指針に基づき、保育内容や発達の過程を考慮しながら、給食を通して適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着に努めるとともに、保育所ごとに季節に応じた野菜作りを行い、植物の成長や収穫の喜びを体験させる。また、地元食材を活用することで、乳幼児期から身近にある食材に関心を持たせるとともに地元（ふるさと）を愛する心を培う。

保護者に対しては給食の展示や試食会等を開催して地産地消への理解や食材に関する情報提供を行うことにより、食に対する意識の高揚を図る。

別 紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

阿南市羽ノ浦くるみ保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

羽ノ浦くるみ保育所の3歳未満児の給食について、隣町の平島こどもセンターで一括調理したものを搬入する外部搬入とする。また、食器・食缶等も搬入元の平島こどもセンターで洗浄・消毒・保管を行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

- ① 給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。
- ② 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規定を遵守する。
- ③ 保育所における調理室の面積及び調理設備等は、【保育所給食室の概要】のとおりである。
- ④ 外部搬入方式による給食は1歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量等を考慮して提供する。羽ノ浦くるみ保育所に搬入された給食の配膳等は、保育士が行う。
- ⑤ 献立については、市立保育所16箇所、市立認定こども園6箇所全て共通の献立として市こども課栄養士が作成し、2か月に1回開催する献立検討委員会で保育士や給食調理員等の意見を取り入れている。また、各保育所で毎月1回の職員会議でも給食内容について話合う機会があるため、その意見をアンケートとして提出してもらい献立作成の参考にもしている。給食内容は、米飯を中心とした献立とし、地場産物や季節に応じた旬の食材を使用したり、行事食を実施している。作成された献立表は毎月保護者へ配布し、献立の周知を図るとともに、食物アレルギー児の対応にも活用している。食物アレルギー児については、事前に保護者から保育所へ提出された医師の指示書に基づき、定期的に保育所職員と保護者で話合う機会をもち、除去食や代替食で対

応している。

- ⑥ 調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。調理された給食はクラス別に保冷・保温ができる専用食缶へ入れ、食器と共に羽ノ浦くるみ保育所の配送用コンテナで配送する。配送方法は、調理を行う平島こどもセンター給食室から羽ノ浦くるみ保育所へ配送する。この全工程は約 22.2km あり、所要時間は約 1 時間である。配送後、搬入先の羽ノ浦くるみ保育所では給食を速やかに提供するよう受入れ態勢を整える。
- ⑦ 午後は給食で使用した食器と食缶を回収するとともに、おやつ配送を行なう。また、おやつ終了後には、おやつで使用した食器を回収する。回収された食器と食缶は、平島こどもセンターで洗浄をし、消毒保管庫で保管する。
- ⑧ 搬入先の羽ノ浦くるみ保育所では、保育士等が食缶に入った給食を保育室で食器に盛付ける。盛付けを担当する保育士等は手洗い後にアルコール消毒をし、必要に応じてエプロンや三角巾、使い捨て手袋等を着用する。
- ⑨ 検食については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号別添）」を遵守し、搬入元の平島こどもセンターにおいて給食に使用する原材料及び調理済み食品を保存するとともに、搬入先の羽ノ浦くるみ保育所でも調理済み食品を採取し、検食専用冷凍庫で保存する。
- ⑩ 土曜日の保育は、羽ノ浦くるみ保育所で保育を行い、パン・牛乳の給食提供を行っている。
- ⑪ 食育年間計画に基づき保育所給食を生きた教材とし、食に関わる体験を積み重ねることによって、食べることを楽しみ、バランスのとれた食事や食事のマナー等を学ぶ。また、園庭での菜園活動やクッキング保育を通して食材に興味を持たせ、食べる意欲を培う。
- ⑫ 「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）の業務委託契約については、搬入元と搬入先がともに阿南市が管理している公立保育所のため委託契約は締結せずに、当該通知を遵守しながら覚書を締結する。

【保育所給食室の概要】

平島こどもセンター（搬入元）

調理室面積	211.79 m ²
設 備	<p>〈検収室〉 運搬車、デジタル台秤、検収台、検食用冷凍庫</p> <p>〈下処理室〉 冷蔵庫、冷凍庫、三槽シンク、一槽シンク、球根皮剥機、ピーラーシンク、移動台、洗米機、包丁まな板殺菌庫、消毒保管庫</p> <p>〈離乳食・除去食コーナー〉 電磁調理機、フードプロセッサー、二槽シンク、コールドテーブル、カート</p> <p>〈調理室〉 電気フライヤー、電気回転釜、スチームコンベクション、スライサー、二槽シンク、調理台、電磁調理機、電気炊飯器、冷凍冷蔵庫、消毒保管庫、盛付台、移動台、ザル置台、パススルー冷蔵庫、カウンターハッチ、包丁まな板殺菌庫</p> <p>〈洗浄室〉 洗浄機、二槽シンク、消毒保管庫、移動台</p>
職員配置予定	職員 35名（うち給食調理員は9人）

羽ノ浦くるみ保育所（搬入先）

調理室面積	20.40 m ²
設 備	包丁まな板殺菌保管庫①、電子レンジ①、消毒保管庫②、冷凍冷蔵庫③、ポット④、食器乾燥機④、シンク⑤、ガステーブル⑥、食器棚⑦
職員配置予定	職員 13名（うち給食調理員は0人）

【給食の配送計画】

《給食の配送》

7 : 3 0 平島こどもセンター 調理開始
↓
1 0 : 3 0 平島こどもセンター 調理完了
↓
1 0 : 4 0 平島こどもセンター 配送車出発
↓
1 0 : 5 0 羽ノ浦くるみ保育所 配送車到着
↓
1 1 : 0 0 羽ノ浦くるみ保育所 喫食開始
↓
1 1 : 1 0 平島こどもセンター 配送車到着 《配送終了》

《おやつ配送・給食用食器の回収》

1 2 : 0 0 平島こどもセンター 調理開始
↓
1 3 : 2 0 平島こどもセンター 調理完了
↓
1 3 : 3 0 平島こどもセンター 配送車出発
↓
1 3 : 4 0 羽ノ浦くるみ保育所 配送車到着
↓
1 4 : 0 0 平島こどもセンター 配送車到着 《配送・回収終了》
↓
1 5 : 0 0 羽ノ浦くるみ保育所 喫食開始

《おやつ用食器の回収》

1 5 : 1 0 平島こどもセンター 配送車出発
↓
1 5 : 2 0 羽ノ浦くるみ保育所 配送車到着
↓
1 5 : 3 0 平島こどもセンター 配送車到着 《回収終了》